

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	農業協同組合法	根拠条項	資料番号	1-2	担当課	農業経済課
			64の2	不利益処分の種類		休眠農事組合法人のみなし解散
<p>(根拠規定)</p> <p>○ 農業協同組合法第73条第4項 農事組合法人の解散、合併及び清算については、第64条第1項、第64条の2、第64条の2、第65条第1項及び第4項、第65条の4、第65条の4第1項及び第2項本文、第66条第1項、第67条から第69条まで、第71条第1項並びに第72条第1項並びに会社法第502条本文並びに第507条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第64条の3第2項中「第46条及び第48条の2」とあるのは「第72条の30」と、第65条第4項中「又は計算書類」とあるのは「又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」と、第66条第1項中「農業協同組合にあつては第12条第1項第1号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第2項第1号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第72条の13第1項第1号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が経営管理委員設置組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同法第507条第1項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>○ 農業協同組合法第64条の2第1項 休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から5年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、行政庁が当該休眠組合に対し2月以内に農林水産省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その2月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでない。</p> <p>・ 農業協同組合法施行規則第208条の2 法第64条の2第1項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面で行なければならない。 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。 (1) 当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所 (2) 代理人によつて届出をするときは、その氏名及び住所 (3) まだ事業を廃止していない旨 (4) 届出の年月日 3 代理人によつて届出をするには、第1項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。 4 第1項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第25条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第64条の2第2項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。</p> <p>・ 商業登記法第20条第1項 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。</p>						